

# 令和3年度 調布市地域福祉活動支援事業 募集要項

## ▼1 事業の目的

この事業は、地域の支えあいにより誰もが住み慣れた地域で生活を送ることのできる温かい社会を実現するために、地域福祉の視点に立ってこれから活動をスタートさせる団体の基盤づくり、またはすでに活動を行っている団体の新たなチャレンジを、1助成団体につき最大3年間、助成金等で応援するものです。

## ▼2 対象

以下の1～4全ての要件を満たし、かつ本事業により助成を受けた対象期間が合わせて3年未満である団体が対象となります。

- 1 主たる活動地域が調布市内であること
- 2 民間の非営利団体（法人格の有無、種類は問わず）であること
- 3 市内における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等に関する内容を主とする活動であること
- 4 令和3年度中に他の助成金・補助金を受けない活動であること

※1 すでに、本事業による助成実績がある団体についても、助成を受けた期間が3年未満（1年または2年）の団体であれば、その活動の継続を目的として申請することができます。ただし、継続することがより一層活動の拡大・充実につながるものに限り。

※2 本事業以外の助成金を受けている団体でも、本事業の助成による活動と他の助成金による活動内容及びその会計が明確に分離されていることが確認できる場合に限り、申請が可能です。

☆申請が可能な例

高齢者向けのサロン活動と、障がい者向けのレクリエーション活動を行っている。高齢者向けサロン活動については別団体から助成を受けているが、障がい者レクリエーション活動にはその助成金が一切使用されていない場合。

☆申請できない例

別団体からの助成により建物や備品を整備し、それらを活用して実施される活動である場合。

※3 本事業以外の助成金との併願申請は可能ですが、本事業による助成が決定した場合は、他の助成金申請についてはすみやかに辞退してください。

### ≪助成対象活動の例≫

#### 高齢者福祉に関する活動例

- 高齢者に対する食事サービスを行う活動
- 高齢者を対象とした自宅開放によるミニデイサービス
- 高齢者を定期的に訪問する見守り活動
- 高齢者の生きがいづくりや交流促進を目的とした活動
- 認知症に関する普及・啓発を行う活動

#### 障がい者福祉に関する活動例

- 障がい者やその家族が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくり

- 障がい者の外出等を支援する活動
- 障がい当事者の社会参加を促進する活動（手話・点字等の講習や普及・啓発も含む）
- 災害時に障がい者を支える仕組みづくりを行う活動

#### **児童福祉に関する活動例**

- 育児中の方々が情報の共有・交換をする活動
- 母子家庭、父子家庭の支援を行う活動
- 不登校等の問題を抱える子どもを支援する活動
- 子どもにボランティア体験等、福祉活動体験を提供する活動

#### **多分野が複合した活動例**

- 高齢者が子どもに昔の遊びや、伝統等を伝える活動
- 障がい当事者による子どもへの障がいの理解に関する講習
- 世代間交流を主たる目的とした活動

#### **《対象とならない団体・活動》**

- 1 営利を目的（公益性が薄く利益配分を志向）とする団体
- 2 特定の個人または団体の利益のみに寄与する活動を行う団体
- 3 団体構成員・参加者・利用者の大半を調布市民以外が占める活動を行う団体
- 4 政治または宗教の布教を目的とする活動及びそれらの活動と係わりをもつ団体
- 5 申請する団体が主体的に実施しない活動を行う団体
- 6 過去3回本事業による助成を受けた活動（ただし、複数活動を行う団体の場合、過去3回本事業による助成を受けた活動以外の活動であれば申請できます。なお、過去3回本事業による助成を受けた活動の名称のみを変更する等の場合は申請できません）
- 7 これから活動を開始する団体で、具体的な活動内容が全く決まっていない団体
- 8 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等に関する活動が主たる活動でない団体（普段の活動以外に年に一度高齢者施設で慰問講演を行う音楽サークル、障がい者や高齢者を一部受け入れているスポーツチーム等）
- 9 期間限定の活動や活動を終了する予定の活動を行っている団体
- 10 主に仲間内のみで活動し、新たな参加者・利用者を積極的に受け入れない団体
- 11 個人で活動を行っている場合（3人以上のスタッフが必要）
- 12 その他、事務局及び検討評価委員会において不適当とされた団体

### **▼3 支援期間**

支援期間は1助成団体につき**最大3年間**（連続している必要はありません）としますが、年度ごとに申請書を提出していただいたうえで、審査を行います。

### **▼4 支援内容**

#### **助成金の交付**

- 1 助成団体につき年間 **50万円**を上限に助成金を交付します。助成金の支払いは、年1回（おおよそ7月中）、指定口座への振込みです。

## 活動支援

各団体の活動を様々な面で支援します。

- 1 広報支援：調布社協機関紙「ふくしの窓」での団体（イベント）紹介、助成団体募集チラシでの団体紹介、チラシ配架等
- 2 団体間の交流促進：年1回、活動報告会を兼ねた交流会を実施
- 3 活動の相談：活動に関する様々な相談に随時応じます。

## ▼5 助成金の対象となる経費

経費については以下の範囲で支援します。なお経常的な費用（普段の活動の会場使用料やコピー用紙代、毎月行うイベントの講師謝礼、拠点の維持費等、活動を行うにあたって今後継続して支払いが必要となるもの）についても申請可能ですが、助成終了後の財源をどのように確保していくかの計画を立てた上で申請してください。

### 1 謝礼金

対象となる例：講習会講師への謝礼、イベント出演者への謝礼、手話通訳者への謝礼など

対象とならない例：物品や金券での謝礼、打ち合わせ等にかかる謝礼、講師等の交通費、講師等の弁当代

### 2 備品購入費

対象となる例：購入額が3万円以上となる物品（パソコン、プロジェクター等）

対象とならない例：設置場所や保管場所が確保できない又は決まっていないもの（備品を管理するロッカーを購入したいが設置場所が未定等）

### 3 印刷製本費

対象となる例：コピー代、チラシ・ポスター等の印刷、冊子等の作成

対象とならない例：調布市地域福祉活動支援事業による助成を受けて活動を行っている旨を表示できない印刷物、団体構成員のみで閲覧する冊子の作成

### 4 機器等借用費

対象となる例：普段の活動やイベント等で必要となる機材（音響設備、プロジェクター、照明機材等）

### 5 会場使用料

対象となる例：普段の活動の会場費、イベント実施場所の会場費等

対象とならない例：団体構成員のみの打ち合わせやリハーサル等を使用する場合

### 6 通信運搬費

対象となる例：活動の利用者や地域住民へのチラシ・案内等の発送、活動のみに使用するインターネットの通信費・電話料金

対象とならない例：団体構成員間の事務的な連絡に関わる郵送・通信費

### 7 消耗品費等

対象となる例：封筒、文房具、プリンターインク、コピー用紙、3万円未満のもの

### 8 運営費

対象となる例：活動拠点の家賃、光熱水費、団体構成員・利用者以外に係る人件費等（事業実施に際しアルバイトを雇用する場合のアルバイト代等）

※運営費は申請総額の2分の1が上限、助成終了後の財源の計画がない場合は不可

### 9 その他

対象となる例：委託費（ホームページ作成、チラシ作成等を外部に作業を委託する

費用)、保険料(行事保険等、個人単位で加入するものでなく、団体として保険に加入するものに限る)等

#### **対象外となる助成金使途**

- 1 スタッフの飲食費やボランティア保険など、スタッフのみの利益となるもの
- 2 使用頻度が著しく低いもの
- 3 事業内容に照らして必要以上に高性能、高額であるもの(事業に必要としない機能が備わった高性能なパソコンの購入等)
- 4 団体の構成員・利用者等(親族や団体と密接な関わりがある方を含む)への支払い
- 5 助成を受ける活動以外でも使用するものの費用(プライベート用も兼ねたパソコンの購入、他の活動やプライベートでも使用する電話の通信費等)
- 6 プリンターインク代、コピー用紙代、活動拠点家賃、光熱水費等、活動で常に必要な支払いや継続的な支払いが必要なものについて、本事業終了後の財源確保の計画が全くないもの
- 7 その他、検討評価委員によって不相当と判断されたもの

## **▼6 応募期間及び応募方法について**

**応募期間** 令和3年2月22日(月)～3月25日(木)

#### **応募方法**

応募書類一式(募集期間中、総合福祉センター2階、市民活動支援センター窓口で配布。調布社協ホームページからのダウンロードも可能)を記入後、調布市社会福祉協議会総務課(調布市総合福祉センター2階)までご持参ください。

※受付時に申請内容について確認、質問をさせていただきますので、申請内容について把握しているスタッフの方が直接窓口にお越しください。なお、郵送はご遠慮ください。担当者が不在の場合もありますので、来所の際は予め電話・メールでご予約のうえ、お越しください。

#### **応募書類**

- 1 調布市地域福祉活動支援事業利用申請書
- 2 令和3年度調布市地域福祉活動支援事業 申請活動事業計画書
- 3 申請活動予算書
- 4 助成金希望使途及び金額表
- 5 調布市地域福祉活動支援事業申し込みセルフチェックシート
- 6 規約、会則等(書式自由)
- 7 スタッフ名簿(書式自由、氏名及び住所は必須)
- 8 団体全体の予算書(令和3年度のもの、書式自由)
- 9 団体全体の決算書(令和元年度のもの、書式自由)

## **▼7 選定方法**

#### **書類審査**

窓口受付後、再度書類内容について、当事業の対象となる団体か、書類の不備等はないか等、審査を行います。審査の結果、本事業の対象となると考えられる団体に対して、プレゼンテーションの案内を発送します。助成の対象とはならない団体については、その旨をご連絡させていただきます。

## **公開プレゼンテーション**

公開プレゼンテーションにて、応募者に助成活動の内容、計画等の説明を行っていただきます。その後、検討評価委員会の審査により、助成団体及び助成額（減額で助成する場合もあり）を決定します。公開プレゼンテーションは4月17日（土）午後を予定しています。助成希望団体は必ず参加してください。なお、結果については、検討評価委員会終了後、文書にてご連絡します。

## **▼8 選定基準**

以下の視点を重視して審査します。

- 1 活動が調布市の地域福祉の向上に果たす役割  
調布市民が地域の中でより住みやすく、暮らしやすくなることに大きな役割を果たす活動であるか
- 2 活動の実現性  
活動の目的を達成するための体制や計画がきちんと整備されているか
- 3 活動の創造性  
新しい分野に取り組み、新しい活動スタイルを生み出そうとする活動であるか
- 4 活動の発展可能性  
今後、様々な活動に広がる可能性をもつ活動であるか
- 5 団体の継続性  
助成期間が終了した後も、市民のニーズに応え、継続して活動を進められるか
- 6 支援の必要性  
活動の目的を達成するために、資金面での支援が不可欠なものかどうか
- 7 費用の妥当性  
それぞれの費用項目が、適正な金額もしくはその額以下に設定されているか。

## **▼9 助成の条件**

- 1 活動実績報告書等の提出  
助成を受けた団体には、年度ごとに活動実績報告書、申請経費領収証等を提出していただきます。※領収証は所定の用紙に貼付してご提出いただきますので、報告時までは貼付等はせずに保管をお願いします。
- 2 活動報告&交流会への参加  
この事業は、団体相互の情報交換や交流により、ネットワークを形成することも目的としていますので、助成を受けた団体は、活動報告&交流会（令和4年3月頃実施予定）に必ずご参加ください。（参加されない場合は、助成金の返還を求めるところもあります。）
- 3 活動を実施するにあたり、調布市地域福祉活動支援事業の助成を受けていることを明らかにしてください（ポスター、チラシに以下のような文言を掲載したり、イベント等で以下のようなアナウンスをしてください）。  
例：この事業は、調布市地域福祉活動支援事業の助成を受けて実施しました。

## **▼10 活動内容及び助成金用途等の途中変更について**

基本的には申請内容を途中で変更せずに活動を行ってください。やむを得ない理由で活動内容や助成金の用途を変更する場合は、速やかにご相談ください。相談なく変更し

た場合、助成金を返還していただきます。

### ▼11 助成金の返還義務

実際に使用した金額が助成額に満たない場合には、差額を返還していただきます。  
また、次の場合は、助成金の全部または一部を返還していただきます。

- 1 助成金を、対象活動以外または対象経費以外に使用したとき
- 2 助成決定後、同一活動に対して他団体から助成金を得た場合
- 3 申請経費の領収証が無いとき
- 4 助成の活動を中止するか、完了できなかったとき
- 5 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき

### ▼12 その他

- 1 申請書類は返却いたしませんのでご注意ください。
- 2 申請書類に記載された個人情報適切に管理し、調布市及び調布市社会福祉協議会以外の第三者に対する申請団体の同意を得ない情報提供等、申請団体の不利益となる利用はいたしません。
- 3 本事業の実施主体は調布市であり、調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを前提とします。予算確保等ができなかった場合は、本事業は実施しません。

### ▼13 問い合わせ

社会福祉法人調布市社会福祉協議会  
総務課 調布市地域福祉活動支援事業担当  
電話番号 : 042-481-7617  
F A X : 042-481-6611  
メー ル : [soumu@ccsw.or.jp](mailto:soumu@ccsw.or.jp)